

「平成25年度 中部地方整備局におけるASP方式による情報共有システムの提供サービスの推奨について(公募)」に関する質問及び回答

番号	質問	回答
1	今回の公募は「提供サービスの推奨」とあります。「推奨」であり、「指定」ではないという認識でよろしいですか？	そのとおりです。
2	公募要項 5. 公募参加資格等(1)で「主任監督員、受注者の都合及び現場条件等により、予定工事全てに適用するものではない。」ということは、受注者の都合により任意のASPサービスを使用することができるかと認識していいですか？	公募要項における「主任監督員、受注者の都合及び現場条件等により、予定工事全てに適用するものではない。」という記載のとおりです。
3	費用に係わる配点配分の詳細を教えてください。 1:1位満点方式ですか？ 2:最低制限価格はありますか？ 3:ある程度の金額を下回った場合、一律40点なのですか？	1:1位満点方式ではありません。 2:最低制限価格はありません。 3:ある一定金額を下回っても一律40点とはなりません。
4	実績に係わる配点配分の詳細を教えてください。 1:中部地方整備局の発注工事に対する提供実績(工事件数)は何点ですか？ 2:中部地方整備局の発注工事に対する提供実績(期間)は何点ですか？ 3:国土交通省(中部地方整備局を除く)の発注工事に対する提供実績(工事件数)は何点ですか？ 4:国土交通省(中部地方整備局を除く)の発注工事に対する提供実績(期間)は何点ですか？	1:10点です。 2:10点です。 3:10点です。 4:10点です。
5	評価の基準等として、公募要項 11. (3)記載の提供実績(工事件数及び期間)が要件とされているが、これでは結果として実績のある企業が有利になって、意欲のある新規参入者の参入を阻害することにはならないですか？	公募要項に記載のとおり、評価は提供実績及び費用の2項目により行います。
6	九州地方整備局及び近畿地方整備局においては、「今後公表が予定されるデータ・システム連携機能(Rev. 4. 0)に対応すること。」と記載されていましたが、中部地方整備局では対応の必要はありませんか？	公募要項 3. (1)に記載のとおり、本公募においては「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年3月版(Rev. 3. 0)」に対応していることが条件です。
7	受注者が、過去の工事で使用したASPサービスに登録したデータを参考にする為、今回受注した工事で活用したいと申し出があった場合、今回公募の「提供サービスの推奨」以外のASPサービスを使用することは可能ですか？	既に契約済みで現在実施中のASP対象工事、もしくは出張所及び主任監督員単位等で既にASPを導入しており、サービス提供者を変更すると支障が発生する場合に限り可能です。